

財務省第11入札等監視委員会

平成27年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年3月16日(水) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 平井 健之 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 岡林 正文 (公認会計士)	
審議対象期間	平成27年10月1日(木)～平成27年12月31日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名:須崎第二地方合同庁舎災害時避難用入口新設工事 契約相手方:株式会社ダックテック(法人番号5490002009457) 契約金額:2,894,400円 契約締結日:平成27年10月13日 担当部局:高松国税局
		契約件名:平成27年度坂出第二住宅等3住宅外構改修工事 契約相手方:高橋産業株式会社(法人番号6490001001125) 契約金額:13,359,600円 契約締結日:平成27年10月7日 担当部局:四国財務局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名:電位差自動滴定装置等の購入 契約相手方:アドバンテック東洋株式会社高松営業所 (法人番号3010001117541) 契約金額:2,408,400円 契約締結日:平成27年12月7日 担当部局:高松国税局
		契約件名:平成27年度朝倉第二住宅2号棟ほか2棟耐震診断業務 契約相手方:キタイ設計株式会社(法人番号2160001010600) 契約金額:3,985,200円 契約締結日:平成27年12月1日 担当部局:四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(公共工事)の「須崎第二地方合同庁舎災害時避難用入口新設工事」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「電位差自動滴定装置等の購入」 契約相手方：アドバンテック東洋株式会社高松営業所 （法人番号3010001117541） 契約金額：2,408,400円 契約締結日：平成27年12月7日 担当部局：高松国税局</p> <p>契約日（12/7）から納期（2/29）まで約3カ月も期間を設けているのはなぜか。</p> <p>電位差自動滴定装置は、お酒の酸とアミノ酸の濃度を測定する装置とのことだが、酸とアミノ酸を測定するだけならば国の他の検査機関でも測定できるのではないか。なぜ国税局で装置を購入して測定しているのか。 また、この装置はどの程度稼働しているのか。</p> <p>予定価格の積算において、精通者から参考見積りを徴しているが、どのような者か。 参考見積りを徴した業者が応札する場合もあるのか。</p> <p>今回調達した装置は受注生産とのことだが、どこでも製造できるものなのか。 また、納品可能な業者はどのくらいあるのか。</p>	<p>この装置は一般的に市販されておらず、受注生産のため、発注から納品まで約3カ月の期間を設けている。</p> <p>管内醸造場の指導を適切に行うには、リアルタイムでお酒の酸とアミノ酸の濃度を測定する必要があり、各国税局で装置を購入して測定している。 電位差自動滴定装置は主に1月から5月の間、ほぼ毎日稼働している。</p> <p>今回参考見積りを徴した精通者は、仕様書で定めた機器の納入が可能な業者であり、参考見積りを徴した業者が応札する場合もある。</p> <p>電位差自動滴定装置を製造できるメーカーは国内で数者あり、メーカーごとに仕様は異なっている。 納品可能な業者数までは分からないが、理化学機械器具を扱う業者は、四国で50数者ある。</p>
<p>【案件2】 「平成27年度坂出第二住宅等3住宅外構改修工事」 契約相手方：高橋産業株式会社（法人番号6490001001125） 契約金額：13,359,600円 契約締結日：平成27年10月7日 担当部局：四国財務局</p> <p>落札率が低い要因は何か。</p>	<p>坂出第二住宅外構改修工事費の割合が過半を占め、縁石新設・舗装新設等に係る工事費の価格差により落札率が下がったものと考えられる。</p> <p>受注者は、配置予定技術者の手持ち工事が無い時期で受注意欲が高いこと、自社保有の施工機械の利活用並びに附帯設備工事も自社施工とし単価の低廉が可能としている。</p>

宿舍の一部廃止に関連する外構改修工事であるが、今後どのような処置を行うのか。

【案件3】

「須崎第二地方合同庁舎災害時避難用入口新設工事」

契約相手方：株式会社ダックテック（法人番号5490002009457）

契約金額：2,894,400円

契約締結日：平成27年10月13日

担当部局：高松国税局

公告時期である10月は業者側も進行中の工事を多く抱えていたことも一者応札となった要因と考えられるとのことだったが、今後の工夫の余地として公告時期や工期をずらすことは考えられるのか。

平成24年6月に消防署が移転し、閉庁時は災害時緊急避難施設としての対応が困難になったとのことだが、それならばもっと早く対応した方がよかったのではないのか。

【案件4】

「平成27年度朝倉第二住宅2号棟ほか2棟耐震診断業務」

契約相手方：キタイ設計株式会社（法人番号2160001010600）

契約金額：3,985,200円

契約締結日：平成27年12月1日

担当部局：四国財務局

落札率が低く、委託業務が適正に履行されているかの確認はどのようにされているのか。

次に続く耐震改修工事に多大な費用をかけてまで行うのであれば、建替等の選択肢はないのか。

廃止する宿舍は、基本的に平成27年度までに当局の処分担当課に引継ぎ、平成28年度中の処分に向けて処理を進めて行く予定である。

今回の工事は、あまり前例のない工事であるが特殊な技術を要するものではなく、開札まで一者応札になるとは考えていなかった。

公告時期や工期については、工事の内容にもよるが、今後できるだけ競争が働くように検討したい。

災害時緊急避難施設の機能を確保するため、須崎市から外階段を設置してほしいとの要望があり、地方整備局等関係機関と協議を重ねたが、費用面から実現できなかった。その後、低コストで確実に機能する方法について、関係機関と協議を行うための期間が必要であったため、平成27年度予算において今回の工事を実施するに至ったものである。

業務着手時、受注者と業務体制・業務実績・実施方法等の確認、協議を行っている。

また、診断過程においても、必要に応じ報告を受け当局が確認しているほか、結果についても過去の結果・改修案等と比較し妥当な数値であることを確認している。

宿舍の削減計画により原則建替は認められていない。このため長寿命化の措置として、外壁改修・耐震改修工事を併用して行う予定である。